

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第12回朝霞市新型コロナウイルス対策本部会議	
開 催 日 時	令和2年7月30日（木）	午後4時00分から 午後4時20分まで
開 催 場 所	朝霞市役所別館2階 全員協議会室	
出 席 者	富岡市長、關野副市長、三好教育長、神田市長公室長、毛利危機管理監、須田総務部長、宮村市民環境部長、三田福祉部長、麦田こども・健康部長、笠間都市建設部長、宇野審議監、田中会計管理者、田中上下水道部次長（上下水道部長代理）、河田課長（議会事務局長代理）、金子学校教育部長、神頭生涯学習部長、渡辺監査委員事務局長 （事務局）＜健康づくり課＞金子課長、坂田課長補佐、寺元係長、磯部主任（危機管理室）田畑副審議監 （シティ・プロモーション課）星加課長、奥田主幹 （政策企画課）櫻井課長補佐	
会 議 内 容	（1）職員に陽性者が発生した際の対応について （2）施設で陽性者が発生した際の対応について （3）その他	
会 議 資 料	・第12回朝霞市新型コロナウイルス対策本部会議次第	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法		
そ の 他 の 必 要 事 項		
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）		

1 開 会 (司会) 坂田課長補佐  
第12回朝霞市新型コロナウイルス対策本部会議を行うことを報告

2 議 題 富岡市長が本部長となり、議事進行を行った

(1) 職員に陽性者が発生した際の対応について

事務局より、陽性者が発生した際の保健所の対応等について以下のとおり説明。

- ・陽性がでた際は、本人に連絡が入り、その日の内に行動調査を行い、濃厚接触者を特定する。
- ・行政機関については、依頼をすれば、優先的に調査をしてもらうことも可能。
- ・陽性となった本人は、病院または宿泊施設、あるいは自宅での療養となる。
- ・濃厚接触者となった職員は14日間の自宅待機が原則で、それ以外の職員については、行動制限は設けない。
- ・保健所は、施設の閉鎖については特段の助言や指導をしないため、施設の閉鎖の判断は市が行うことになる。

事務局より、職員に陽性者が発生した際の対応について以下のとおりの案を提示。

体調不良の職員の対応

- 1) PCR検査の受検について所属長に連絡し、①症状②考えられる原因③受検する病院④検査結果が出る日時などを報告する。
- 2) 検査結果を所属長に報告
- 3) 陽性だった場合は、PCR検査を受検する病院を管轄する保健所による陽性者への行動調査及び濃厚接触者の判定が行われ、その保健所の指示に従い自宅待機、入院など等の措置をとる。

陽性者が発生した部署の対応

- 1) 体調不良の職員から受検についての連絡を受け、職場の消毒、他の職員の健康観察、職員課、健康づくり課へ情報共有を行う。また、PCR検査を受検する病院を管轄する保健所と連絡をとり、今後の対応について協議する。
- 2) 職員から検査結果の連絡を受け、陽性だった場合は、受検した病院を管轄する保健所と連絡をとり、濃厚接触者の特定を依頼。陽性者が触れたと思われる場所を徹底的に消毒する(その間、一時的に業務が停止になることが想定される)。記者発表、議員への報告、ホームページへの掲載等、陽性者発生公表を行う。また、職員課、健康づくり課へ情報共有を行う。
- 3) 保健所により、濃厚接触者の判定が行われた後、濃厚接触者と判断された職員は自宅待機し、保健所の指示に従う。濃厚接触者以外の職員で業務を継続する。なお、

濃厚接触者とならなかった職員が少なく、職員が不足している場合は基本的に部内で応援体制をとり、業務を継続する。

職員に陽性者が発生した際の対応について各部署より以下のとおり報告。

#### 市長公室

事務局から示された対応に沿う形で再度検討する。

#### 総務部

- ・人数が少ない課については部内で対応。人数が多い課について課内で対応。
- ・女性センターについては、職員が不足した際には人権庶務課の職員中心に対応し、少なくとも相談業務は継続できるようにする。
- ・職員採用試験については、中止や延期は検討しておらず、部内の職員等でバックアップ体制を万全にして実施。
- ・職員に対して、マスクの着用や体調管理について周知。
- ・アクリル板を購入し、会議等行う際に貸し出す。

#### 市民環境部

事務局から示された案で対応する。また、濃厚接触者にならないような対応をとり、出張所等の外部機関も閉所にならないようにする。

#### 福祉部

事務局から示された案で対応する。福祉部は職員の密集度が高いため、感染症対策を徹底し、通常業務が継続できるようにする。

#### 都市建設部

会議の際には、参加する職員、市民の方々に対して体調のチェックを行い、クラスターが発生しないようにする。

#### 危機管理室

最低限、窓口業務を継続できるよう体制をとり、感染予防に努める。

#### こども・健康部

事務局案にて対応する。濃厚接触者にならない取り組みを改めて検討する。

#### 出納室

事務局から示された案で対応する。複数の職員が感染または濃厚接触者となった場合は状況に応じて事務の一部縮小、職員の応援要請を行う。銀行の派出窓口については、保健所の指導があった場合には閉鎖する可能性もある。

#### 上下水道部

複数の職員が感染等した場合については、状況に応じて事務の一部縮小や職員の応援要請を行う。

#### 議会事務局

事務局から示された案で対応する。議員等の対応については、今後協議していく。

#### 学校教育部

教育指導課では事務分掌を2人体制で業務継続できるようにする。内容によっては

メールや電話等で対応する。

給食センターでは調理施設等の消毒、洗浄の業務がでてくるため、給食を一定期間供給できない恐れがある。現時点では、2日間程度停止することを想定し、この間は簡易給食の提供を考えている。さらに、10月を目途にレトルトカレーの備蓄を予定。

生涯学習部

事務局から示された案で対応する。具体的な人員配置等について確認を行い、施設を長期間休止しないよう尽力する。

選挙管理委員会事務局・監査委員事務局

事務局から示された案で対応する。濃厚接触者の有無によっては業務の縮小や職員の応援要請を行う。選挙管理委員会事務局・監査委員事務局ともに職員が少数のため、日頃から濃厚接触者とならないよう感染予防を徹底する。

## (2) 施設で陽性者が発生した際の対応について

事務局より、施設で陽性者が発生した際の対応について以下のとおり説明。

- ・基本的には、職員に陽性者が発生した際の対応に準ずる。
- ・これまでは、陽性者が1人でも発生したら、14日間程度閉所するという考えもあったが、今後は消毒の期間を設け、消毒作業が完了次第、直ちに開所するという方向で検討している。
- ・保健所の最近の見解を踏まえ、消毒作業については、陽性者が触ったであろう箇所を職員がアルコール等で消毒する方法をとる。健康づくり課で消毒に関するマニュアルを作っているため参考に配布する。
- ・感染者の見つかった同じ集団内に別の感染者が症状のある人、濃厚接触者が複数いる場合、濃厚接触がない人を含めて全員検査する方針を埼玉県が7月27日に示したが、このことについては、保健所に確認したところ、まだ運用は決まっていないと聞いている。その中で、濃厚接触者でなく検査する職員については、今回示した案でいうところの濃厚接触者にはあたらないため、業務には支障がでないものと考えている。

## 3 閉 会